

## 論文の内容の要旨

論文題目：近代エジプトにおける監獄制度の研究

氏名：勝沼聡

本稿は、イギリス占領（1882年）以降、7月革命（1952年）以前のエジプトにおける監獄制度の展開について論じるものである。以下のように6章構成をとる。

序論では、従来の近代エジプト監獄史研究に関わる先行研究に対する評価をしたほか、エジプト近代史研究および近代監獄史研究という2つの研究領域における本稿の意義や、主に依拠した史料について紹介した。

第1章では「近代エジプトにおける法制度・司法制度の展開」と題し、本稿の議論の前提となるイギリス占領以前の近代エジプトにおける法制度・司法制度の変遷とその背景を、先行研究に依拠しながら概観した。19世紀中葉以降、シャリーア法廷の管轄であった刑事事件の審理が行政官主宰の裁判所に移行していったこと、そしてそこでは監獄への収監（＝自由刑）が刑罰の主要な手段となったことなどを指摘した。それに伴い、監獄制度に対する中央政府の統制も強化されていく。また、19世紀中葉以降を通じ行政官主宰の裁判所は拡大を続け、審級制と類似する制度を有するに至るが、こうした特徴は、後に行なわれる近代西欧の司法制度への移行にさいし重要な意味を持ったと思われる。また、1870年代以降本格化する近代西欧の司法制度の導入は、領事裁判権の解消・多元的な司法制度の一元化を目的としていたが、そのイギリス統治時代末期に至る経緯についても述べ、司法

制度の一元化の試みに連動し、監獄制度の再編が進められたとの見解を示した。

続く第2章では、「イギリス統治時代前期における監獄制度の再編とその目的」と題し、イギリス統治時代前期（1882-1897年）における監獄制度再編の経緯を論じた。1882年の軍事占領の開始間もなく、イギリスは監獄総監に同国人を任命し、内務省改革の重要な一部として監獄制度の再編を試みたが、地方行政を担う現地支配層の反対により頓挫した。その後1880年代を通じ、監獄制度（特に地方監獄）の管理は地方行政府に委ねられることになる。1890年代以降、複数の要因により早期撤兵の方針を撤回したイギリスが、中央省庁に対する統制を強めるなど、再度内政への干渉を強める過程で、監獄制度の再編も進む。

当時、イギリスが特に関心を示したのは、過剰収容化の進行による監獄内の衛生環境の悪化であった。各監獄の責任者である典獄には医師の有資格者が任命されたほか、当時の過剰収容化の主要因であった既決囚の増加をふまえ、中央政府が管理し、新たに既決囚を専門に収監する既決囚監獄が建設された。さらに、在監者の総数を減らすために、定期的な恩赦が実施された。しかし、1890年代を通じ一貫して在監者数の増加は止まらず、過剰収容の解消は達成されなかった。そのため、同じく重要な課題と認識されていた監獄内の受刑者労働の導入にも進展は見られなかった。

続く第3章と第4章は、イギリス統治時代後期（1897-1921年）の監獄制度の再編過程を扱う。第3章では、「コールズによる監獄制度の再々編とその意義」と題し、1897年に新たに監獄総監に就任したコールズによる19世紀末～20世紀初頭の監獄制度の再編について論じた。1890年代以降のエジプト財政の安定化を受け、彼の下、多額の建設資金が投じられたことにより既存の監獄に代わる中央監獄と呼ばれる一連の監獄群が新設された。中央監獄の建設に加え、債務囚など一部の受刑者の社会内処遇を推進することにより、過剰収容の大幅な緩和が実現した。過剰収容の緩和に伴い、恩赦の実施例も見られなくなり、刑罰の一貫性が維持されるようになった。また、中央監獄は、従来の監獄とは異なり中央政府の直轄下に置かれたことにより、中央政府の統制は強化された。中央政府の統制強化に伴い、監獄制度は警察機構との結びつきを一層強めていく。

過剰収容の緩和による監獄内の環境改善は、これまで課題とされながらも実現を見なかった分類処遇や監獄内における受刑者労働の実施にも道を開くことになった。これに関しては、従来は参照されたことが無かった当時の元受刑者の回顧録や受刑者処遇の細則などに依拠し、当時の受刑者処遇の実態について論じた。分類処遇は基本的に空間的隔離の実施にとどまったほか、受刑者労働には再犯の防止・社会復帰を意図した教育的性格も確

認できるものの、その対象は極めて限定されており、全体としてはむしろ懲罰的な性格の強いものであったことなどをあきらかにした。

一方、第4章では、「イギリス統治時代後期における受刑者処遇の変容とその背景」と題し、当時のエジプト社会における治安の悪化に伴い、当局が受刑者処遇の懲罰的性格をさらに強化していく過程について論じた。統計資料に依拠し当時の治安状況の悪化を具体的に検討すると、その主因は当局が教育的処遇の対象とした財産犯の増加であり、さらにその発生地域は当時特に経済発展の見られた下エジプト（ナイル・デルタ）地域であった。このような事態を受け、イギリス当局は既存の受刑者処遇に対する疑念を深めていく。その結果、重罪裁判所の設置を通じた重罪犯の上訴権の廃止や、肉体的負荷の高い労働への受刑者の動員、給食制度の改悪、出獄後の当座の生活資金となる報奨金の大幅な減額など、科刑状況の厳罰化や劣等処遇の強化などを目的とした施策を次々と実行に移していった。また、以上のような一連の施策は、経済性の追求という別の目的も有していた。

第5章は、「立憲王制時代の監獄制度をめぐる議論」と題し、立憲王制時代（1923-1952年）の監獄制度をどのような問題を抱え、当時の支配層が如何にその問題に対応しようとしたのかを論じた。監獄改革に関する議論の高まりは、1930年代以降とする先行研究の指摘よりも実際には早く、1920年代より確認される。議会では、道德教育や識字教育といった新たな教育的処遇の提供を求める主張が行なわれたほか、政府が設立した監獄改良委員会により主に受刑者処遇の改善の検討も進められた。しかし、同委員会の答申をふまえた政府の対応は、犯罪傾向の異なる受刑者を相互に隔離し処遇する分類処遇の推進に重点が置かれていた。その背景には、既存の受刑者処遇では対応が困難な、薬事犯など新たな犯罪類型が増加していた事実があった。

同じく当時その増加が顕著となった累犯者の存在は、分類処遇推進の必要性を政府に強く認識させたのみならず、既存の受刑者処遇に対する疑念を当時の支配層に惹起し、さらなる受刑者支援の実施を促すことになる。主に求められたのは、イギリス統治時代に大幅な後退を見た報奨金制度の充実や、就業支援といった元受刑者に対する支援の充実であった。しかし、当局の反応は鈍く、受刑者処遇の改善と同様、元受刑者に対する支援の充実は進まなかった。当局の改革に対する消極的姿勢は、監獄運営に必要なコストの上昇を忌避したこと、さらにそのコストの増加に見合うだけの効果が期待できないことが原因であったと思われる。既に教育的処遇が実施されていた成年感化院においても、再入院者の比率は全体の4割近くに達していた。

1930年代末、監獄行政の管轄が新設された社会事業省に移管された後も、状況に大きな変化は無かった。しかし、唯一の成果である1949年監獄法は、道徳教育や識字教育といった教育的処遇の実施に関する規定を有したほか、報奨金制度の拡充など、社会復帰支援に関する規定も見られた。また、立憲王制時代の監獄制度に与えた同法制定の影響はほとんど無かったものの、1952年7月革命以降に成立した共和国体制下における監獄制度の制度設計に大きな影響を及ぼしていた。

第6章では「近代エジプトにおける少年感化院制度の展開」と題し、19世紀末以降、早い段階で独自の処遇が行なわれるようになった少年犯に対する処遇について論じた。その教育的性格を強調する従来の研究とは異なり、本章の分析の結果、実際には特別処遇の対象となったのは一部の少年犯にとどまったこと、さらには少年感化院の過剰収容化を受け、少年犯の多くは身体刑が科せられていたことを指摘した。一方、立憲王制時代には、少年犯の出自に応じ異なる処遇が行なわれたほか、報奨金制度の拡充も行なわれるなど、少年犯処遇により精緻な対応が行なわれるようになった。さらに、1936年の刑法改正に伴い、感化院が少年犯処遇における主要な地位を獲得するに至った。しかし、それにより感化院は過剰収容化の危機に直面した一方、退院した少年犯の社会復帰は進まなかった。結果、1940年代初頭までに、感化院で処遇されるべき少年犯の送致が抑制されるという事態も生じた。皮肉なことに、感化院は少年犯処遇における中心的施設となったと同時に、事実上の破綻を迎えるに至ったのである。

最後に結論では、これまでに行なってきた議論を整理し、近代エジプト監獄制度の性格規定を行なった。それは、懲罰的性格と教育的性格を併せ持ったものであり、特に19世紀中葉には既に存在していた徒刑監獄における懲罰的な受刑者労働の性格は、その後も継承され続け、近代エジプト監獄制度の懲罰的な側面を代表する存在であった。イギリス占領時代後期には、徒刑の対象となる犯罪類型の拡大や、徒刑の対象外であった犯罪類型に対する同種の労働の拡大などにより、その懲罰的性格の強化が進められた。一方、教育的な受刑者処遇の拡大は遅々として進まなかった。また、本論でもその都度指摘してきたことであるが、エジプトにおける監獄制度の展開は、イギリス本国のみならず、英領インドにおける監獄制度の展開とも密接に関連しており、比較研究上も重要な意義を有していることを指摘した。